

【KT-report 04】にも別記したとおりに、**地方自治法 260 条 2 の認可を受け、法人格を有する地縁団体の上桜田町内会は、法律に基づき政党政治活動は行ってはならないのである。**

平成 31(2019)年に山形市議会議員選挙（4 月 21 日投票）があった。その直前の 3 月下旬に開催した平成 30 年度上桜田町内会（以下「本会」という。）通常総会において、山川町内会長から「高橋昭弘氏に上桜田町内会長名で推薦状を出した。」と報告があった。なお、推薦状の披露はなかった。

私も知人友人も回りの人もみんなびっくりした。あの方は血迷ったのではないか？ 学校の〇〇の要職に就いた経験者がどうしたことか？と噂になった。それは一党一派の政党政治活動に加担したことになるからである。山川氏や高橋氏の個人の人間性に対する好き嫌いの問題ではない。しかし、みなさん、あつけにとられた様子で、私を含めて誰からも異議を唱える声はなかった。（なお、この 4 年前の山形市議会議員選挙は平成 27 年 4 月であった、推薦依頼があったかどうかについて気になったことから、当時の関係役員に聞き取りした結果は推薦状を出していないことが判明した。それ以前のことは分からない。）

私は内心は、次のような点を持っていたからそのような対応には反対の考えを持った。

＜○1；本会の特性＞

- ・本会規約の第 2 条には「本会は、上桜田町内に居住する者の親睦並びに福利増進を図り、町内会の発展と明るい住み良い町内をつくることを目的とする。」とある。
- ・家族構成に関係なく、所得に関係なく、世帯人数に関係なく 1 世帯当たり同一の年会費を納付しています。したがって、世帯を単位として 1 議決権を有し、みな平等の権利を有する。

- ・本会は、地方自治法第 260 条の 2 の認可を受け、法人格を有する地縁団体である。

「 9 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。」

＜○2；国民の権利特性＞

- ・吾が日本国憲法は「個人の尊厳」（個人の尊重）を基本原理としている。
- ・思想・信条の自由の大原則です。人間の尊厳を支える基本的条件であり、また民主主義の前提である。日本国憲法第 19 条「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」とある。

＜○3；人間の集団化特性＞

- ・自由を保障するが故に人間界には多様な「思想・信条、主義・主張」が生まれる。そのグルーピング（ムレ、タマリ）の為政が政党政治である。その同族集団の利益代表（選出母体の利益や要求を代弁する代表）が政治家である。
- ・各集団は相手集団を攻撃・排斥し、あるいは囲い込み・吸収するという二律背反の性質を持つ。各集団は相互に対立抗争の関係にある。

=====

以上の観点から本会の会員は、会員であると同時に吾が日本国憲法の庇護のもとにある日本国民なのだ。個人の思想・信条、主義・主張が最大限に尊重される人で構成されているのだ。このような本会が、一党一派に偏する政治家に関与することは、会員を分断し、本会の独立性が脅かされる危険を孕むことになる。推薦状に本会の会長名を使ったということは組織の総意を代表したということ。総意とは、50%とか、90%とかのことではない、会員の全員、100%の人が同意したということのシンボルである。会員に賛否の意思、賛同の有無を諮らないで、100%同意したと見做し判断したのである。勝手に個人の思想信条を一つに捕縛したのである。独断で他人の思想信条を曲げたのです。

今後、このような事態——本会の役員・役職の権限を利用した政治活動をしないように、また、本会活動に政党政治色を持ち込まないようにすること。外部団体からの干渉を許さない決意を鮮明にし、政治的な中立性、自主性、独立性をきちんと担保する仕組みを講じて置く必要がある。政治絡みの人間関係は情実や腐れ縁を助長し、公私の境目を希釈させ、会員が知らない処で一部の執行役員が恣意的な解釈をするようになる。そういう兆候や雰囲気のを防止するために本会の規約に図(表)－1のような文言を明記すべきである。

(本会の独立性) [規約、条を新規追加]
第〇〇条 本会は、会員・個人の思想・信条を最大限に尊重します。
2 本会は、政党政治や宗教活動に一切の関与・加担はしない。
3 本会は、あらゆるレベルの議員候補に推薦状は発行しない。
4 政治家(あらゆるレベルの議員)は、本会の三役に就任出来ない。
5 本会の執行役員は、その権限を利用した政党政治活動や宗教活動を行ってはならない。
6 本会は、確固たる独立性を旨とし、会員以外からの干渉を許さない。
図(表)－1

前ページ記載の＜〇1；本会の特性＞からして、一部の役員が権限を恣意的に解釈して、規約等に書かれていないことをいいことに勝手に権限を行使することを厳に戒め、抑止力を機能させる必要があります。

私は政治には日頃から大きな関心を寄せていますが、根っからの無党派層です。政治の政界の不祥事・ダタラメ放題は安倍晋三首相のごとき数多ありますが、わが県の吉村知事の勇み足が図－2のとおりです。県が新型コロナ対策の一環で自民党の加藤鮎子、鈴木憲和両衆院議員と共に発足させたというのです。一旦行政の長に就いて県政の舵取り役になったからには、中立であるべきなのですが、何か血迷ったのでしょうか。足元からも批判されて「スピード感を持ってやる必要があった、県民の命と健康を守るために、二人からの行政権への介入は無い」などと正当化の言い訳をいっぱい並べ立てていたようですが、私は信頼を寄せていた吉村さんでさえこのとおり、“でき心”などというよう弱音は吐いてはいないようだが、私は今



図－2

後の行政には零点のレッテルを貼って（張って）行きます。「二人からの行政権への介入は無い」などと強弁しているが、人間は特に金を握っている身分の高い人（交付金、補助金に近い人）に媚びるようになります。そして、口銚を許すようになります。

直接民主主義で選ばれた県の行政長官（トップ）でさえこのとおりです、ましてや、私的任意団体（本会のようなもの）においては、人によっては何をやらかすか分かりません。危ない！危ないので

=====

持ち家約 300 世帯の内 200 世帯程は、芸工大前土地地区画整理事業後に新規会員になった世帯です。そして、昨今の SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の進展に鑑みて、多様な価値観の人達が集まっているのです。本会の執行役員としては、「声無き声」等潜在的な考え方にも特段の留意を図る必要があると思います。隣の敷地内にあるごみ集積所の臭いにクレームを付ける会員もいるのです。そんな社会的環境の変化や個人主義が増々強まって行く世情において、従前のやり方の延長線上でいいのか、考察を深める必要があると思っています。

私は本会においても政治の議論は大いに結構、むしろ、活発に政治議論が行われるべきです。しかし、原点に立ち返り、地方自治法第 260 条の 2 の認可を受け、法人格を有する地縁団体としては、「特定の政党のために利用してはならない。」という同法を厳格に遵守しなければなりません。

(end)